⑵　令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは第58条第１項又は令和２年旧政令第21条第１項の規定

⑶　地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条第１項若しくは第58条第１項又は平成27年旧政令第21条第１項の規定

［２～４　略］

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３又は令和２年旧法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。⑷において同じ。）

⑷　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号又は令和２年旧措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の３第１項に規定する特定投資信託に係る受託法人

７　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項若しくは第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第57条第２項若しくは第４項若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合（⑵に該当する場合を除く。）には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

［２～４　同左］

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「所得金額控除限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

［⑴・⑵　同左］

⑶　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。⑷において同じ。）

⑷　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

７　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該事業年度が法人税法第57条第２項若しくは第４項又は第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。